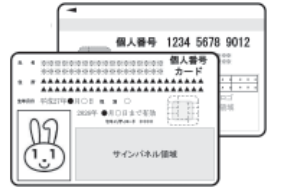


社会保障・ 税番号制度



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

1人に1つのマイナンバー

問い合わせ (TEL 892・0121)

番号制度導入担当Ⅱ秘書・政策企画課
通知カード・個人番号カード担当Ⅱ市民課

マイナンバー制度

マイナンバー(個人番号)は、みなさんの利便性を高め、行政を効率化し、公平・公正な社会を実現するための社会基盤となる制度です。

今後の予定

平成27年10月
▽マイナンバーの記載された通知カードが、みなさんに届けられます。

平成28年1月
▽申請者には、個人番号カードが交付されます。
▽各種行政手続きで、個人番号が利用されます。

平成29年1月
▽国の行政機関などの間で、マイナンバーを使った情報連携が始まります。

平成29年7月
▽市町村など地方公共団体間で、マイナンバーを使った情報連携が始まります。

マイナンバーで変わることも

28年1月以降、社会保障分野(健康保険・介護保険・生活保護・児童手当など)や、税務(確定申告・源泉徴収・扶養控除申請など)の申請や届出書にマイナンバーを記入していただく必要があります。

(マイナンバーを利用する事務は、法律や条例で定められたものだけです)。

また、「なりすまし」を防ぐために、マイナンバーを記入する際には、窓口で厳格に本人確認を行います。

市の窓口以外でも、勤務先や口座を開設している証券会社・契約をしている生命保険会社などから、社会保障や税の手続きのためにマイナンバーを求められた場合には、通知する必要があります。

通知カードが届きます

10月以降から順次、マイナンバーの通知カードが、簡易書留で郵送されます。

よくあるギモン

- Q** マイナンバーの取り扱いについて、気を付けることは何ですか？
- A** マイナンバーは、生涯にわたって利用する番号です。忘失・漏えいをしないよう、大切に保管してください。行政機関や勤務先などに提示する以外は、むやみに他人に教えないようにしましょう。
- Q** マイナンバーが導入されると添付書類が不要になるといわれていますが、住民票の写しや戸籍の添付がすべて不要になるのですか？
- A** マイナンバーの導入により、現時点では社会保障や税、災害対策の分野で住民票の写しなどの添付が不要になります。それ以外の分野では、引き続き添付が必要です。また、戸籍はマイナンバーの利用対象となっていないため、従来どおり提出していただく必要があります。



みなさん一人ひとりに関係する大事なマイナンバーだから、通知カードを必ず受け取って、大切に保管する必要がありますね！

- 簡易書留には、次の①～③が入っています。
- ①マイナンバーの「通知カード」
 - ②「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
 - ③マイナンバーについての説明書類

※通知カードは、住民票の住所に送付されます。現在お住まいの住所が、住民票と異なる場合は、住民票のある市区町村にお問い合わせください。

※通知カードは、簡易書留郵便(受け取りサインが必要・転送されない)で届きます。世帯単位で郵送されるため、住所地に家族が住んでいれば、全員分の受け取りができます。

《通知カード》

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生 性別 女
発行日 平成27年10月 NN日

△△市長 A123456789

個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

番号 花子
氏名

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

生年月日 平成5年3月31日 性別 女

【代替文字情報】

電話番号 外国人住民の区分

在留期間等 満了日の有無 在留期間等 満了日

右欄の赤字表記を希望する
※最大11文字まで(電話番号は1文字)

パンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。
左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

右のQRコードは製造管理用です→

視覚障がい者用 音声コード 10000019 01/01 3190110000019#

(裏面)

この部分は通知カード

この部分は個人番号カード申請書

マイナンバー

●法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
●この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター Tel.000-XXXX-XXXX
●この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返却しなければなりません。

顔写真貼付欄

サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)

申請日 年 月 日

申請者氏名(自署) 印

●以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書 ※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

利用者証明用電子証明書 ※ 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人氏名(自署) 印 本人との関係

代理人住所 (電話番号)

●15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が以上の「代理人記載欄」にご記入ください。
●申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。
●表面に記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は返付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
●切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

(表面)

民間事業者での制度対応

マイナンバーは、従業員を雇用しているすべての事業者に関係します。各種法定調書や被保険者資格取得届などに、従業員のマイナンバーを記載し、行政機関へ提出します。

また、株式会社などの「設立登記法人」やその他法人には、13桁の法人番号が指定されます(1法人1つの法人番号で、法人の支店・事業所などや個人事業者には指定されません)。

法人番号は、10月から登記上の所在地へ通知書が送付されます。

個人番号カード 使用の注意

個人番号カードの裏面に記載されているマイナンバーは、法律などで定められた事務のみで使用提供できます。※ビデオレンタル店などで、個人番号カードを本人確認

として使用した際に、店側がマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることは禁止されています。

申請しよう、 個人番号カード

個人番号カードは、マイナンバーを使用する申請や届出書などを提出する場合、本人確認の際に利用できます。また、28年2月から、住民票など各種証明書のコンビニ交付でも利用できます。初回の交付手数料は無料で、オンラインから申請もできますので、ぜひ申請してください。

《個人番号カード》

(表面)

氏名 番号 花子

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生 2025年3月31日まで有効
性別 女

△△市長

(裏面)

個人番号 1234 5678 9012

氏名 番号 花子

平成元年3月31日生



マイナンバーの
住民票への記載



世帯票・個人票ともに、住所・氏名・世帯主・続柄・本籍・筆頭者・在留情報などの各項目に加え、マイナンバーの項目が設けられますが、住民票の写しには、マイナンバーは必要な場合以外は記載されません。

マイナンバーは、定められた用途以外で収集することは法律で禁じられているため、窓口でマイナンバーが記載された住民票を請求する場合は、あらかじめご相談ください。使用目的によっては、発行をお断りすることがあります。

住民票の様式が
変わります

10月5日から住民票の様式が変わります。

これまでの住民票は個人単位でしたが、新しい住民票は

《住民票新様式の見本》

住所		世帯主		氏名		生年月日		性別		続柄		住民となった年月日		住所を定めた年月日	
大阪府交野市 私部△丁目△番△号		日本人 太郎		日本人 太郎		昭和50年 1月 1日		男		世帯主		平成26. 4. 1		平成26. 5. 1 転居 平成26. 5. 1 届出	
<p>1 本籍 大阪府交野市私部△丁目△番△号</p> <p>前住所 大阪府交野市私部△丁目△番△号</p> <p>転出 大阪府交野市私部△丁目△番△号</p> <p>氏名通称 外国人 花子</p> <p>生年月日 1984年 1月 1日</p> <p>性別 女</p> <p>続柄 妻</p> <p>住民票コード 平27. 4. 1</p> <p>筆頭者 平27. 6. 1 転居 平27. 6. 1 届出</p> <p>在留期間等 在留資格 在留期間等 在留期間満了の日 在留カード番号</p> <p>中国 中長期在留者 1年 2015年 5月 1日 B22222222222</p> <p>大阪府交野市私部△丁目△番△号</p> <p>住民票コード 平27. 4. 1</p> <p>筆頭者 平27. 6. 1 転居 平27. 6. 1 届出</p> <p>転出 大阪府交野市私部△丁目△番△号</p>															
<p>2 本籍 大阪府交野市私部△丁目△番△号</p> <p>前住所 大阪府交野市私部△丁目△番△号</p> <p>転出 大阪府交野市私部△丁目△番△号</p> <p>氏名通称 外国人 花子</p> <p>生年月日 1984年 1月 1日</p> <p>性別 女</p> <p>続柄 妻</p> <p>住民票コード 平27. 4. 1</p> <p>筆頭者 平27. 6. 1 転居 平27. 6. 1 届出</p> <p>在留期間等 在留資格 在留期間等 在留期間満了の日 在留カード番号</p> <p>中国 中長期在留者 1年 2015年 5月 1日 B22222222222</p> <p>大阪府交野市私部△丁目△番△号</p> <p>住民票コード 平27. 4. 1</p> <p>筆頭者 平27. 6. 1 転居 平27. 6. 1 届出</p> <p>転出 大阪府交野市私部△丁目△番△号</p>															
<p>【以下余白】</p> <p>氏名 本籍 前住所 転出</p> <p>氏名 本籍 前住所 転出</p>															

この写しは世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します。
平成27年〇月〇日
大阪府交野市長 黒田 実 公印

世帯単位で作成されるようになります（手数料に変更はありません）。

□新様式の内容□

▽1枚で1人の記載であった様式が、新様式では4人まで記載されます。

▽住所・氏名・世帯主・続柄・本籍・筆頭者・在留情報などの各項目について、最新の情報で記載されます。

※各項目で変更の履歴を証明する場合は、個人票での発行となります。

▽住所履歴は一つ前の住所のみ記載され、それ以前の履

歴は記載されません。

▽転出や死亡などで消除された人は、世帯票様式の住民票には記載されません。消除された人の住民票が必要な場合には、個人票様式の除票で交付します。

□個人票様式の住民票□

▽各項目の最新情報および変更履歴が記載されます。

▽消除された人の住民票および改製前の住民票は、個人票での発行となります。

※請求内容に応じて交付する住民票の様式が異なりますので、詳しくは窓口で相

(個人票・外国人)

住所		世帯主		氏名		生年月日		性別		続柄		住民となった年月日		住所を定めた年月日	
大阪府交野市 私部△丁目△番△号		外国人 花子		外国人 花子		1984年 1月 1日		女		妻		平成27. 4. 1		平成27. 4. 1	
<p>本籍 大阪府交野市私部△丁目△番△号</p> <p>前住所 大阪府交野市私部△丁目△番△号</p> <p>転出 大阪府交野市私部△丁目△番△号</p> <p>氏名通称 外国人 花子</p> <p>生年月日 1984年 1月 1日</p> <p>性別 女</p> <p>続柄 妻</p> <p>住民票コード 平27. 4. 1</p> <p>筆頭者 平27. 6. 1 転居 平27. 6. 1 届出</p> <p>在留期間等 在留資格 在留期間満了の日 在留カード番号</p> <p>中国 中長期在留者 1年 2015年 5月 1日 B22222222222</p> <p>大阪府交野市私部△丁目△番△号</p> <p>住民票コード 平27. 4. 1</p> <p>筆頭者 平27. 6. 1 転居 平27. 6. 1 届出</p> <p>転出 大阪府交野市私部△丁目△番△号</p>															

この写しは住民票の原本と相違ないことを証明します。
平成27年 5月 31日
大阪府交野市長 黒田 実 公印

(個人票・日本人)

住所		世帯主		氏名		生年月日		性別		続柄		住民となった年月日		住所を定めた年月日	
大阪府交野市 私部△丁目△番△号		日本人 太郎		日本人 太郎		昭和50年 1月 1日		男		世帯主		平成26. 4. 1		平成26. 4. 1	
<p>本籍 大阪府交野市私部△丁目△番△号</p> <p>前住所 大阪府交野市私部△丁目△番△号</p> <p>転出 大阪府交野市私部△丁目△番△号</p> <p>氏名通称 日本人 太郎</p>															

この写しは住民票の原本と相違ないことを証明します。
平成27年 5月 31日
大阪府交野市長 黒田 実 公印

談ください。また、個人票様式の除票は除かれた日より5年間保存していただけますが、それ以降は交付できなくなりますので、ご注意ください。

窓口での本人確認書類

窓口で各種証明書を発行する際に本人確認を実施しますが、マイナンバーの「通知カード」は、本人確認書類には該当しませんので、ご注意ください。これまでどおり、運転免許証・パスポート・住基カード・保険証などをお持ちください。

なお、顔写真入りの個人番号カードは、本人確認書類に該当しますので、利用したい人は「個人番号カード」の申請をしてください。

マイナンバー制度の問い合わせ

■コールセンター（全国共通ナビダイヤル）

TEL 0570・20・0178

▷受付時間：平日の午前9時30分～午後5時30分（土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く）

▷外国語対応：0570・20・0291

※IP電話などでコールセンターにつながらない場合は、電話050・3816・9405におかけください。